

議案第43号

富士見市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

富士見市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例（平成16年条例第27号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月1日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

県費負担教職員のサービスの宣誓の実施方法を見直すため、富士見市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正
する条例

富士見市立学校県費負担教職員のサービスの宣誓に関する条例（平成16年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「署名した」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。